

社会福祉法人 香川いのちの電話協会定款

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、精神的危機等に陥り、主として精神的葛藤や混迷状態にある人達が、健康な社会人として生活することができるように、主として電話相談により援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

香川いのちの電話の経営

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人香川いのちの電話協会という。

(経 営 の 原 則 等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する電話相談等の質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域で様々な苦悩を抱えている人々に対して、電話相談を通じて、健康な社会人として生活できるよう、精神的・心理的に支援するため、無料又は低額な料金で電話相談等を積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を、香川県高松市塩上町1 2番地3に置く。

第二章 評 議 員

(役 員 の 定 数)

第五条 この法人には、評議員9名置く。

(評 議 員 の 選 任 及 び 解 任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 評議員の選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会は運営についての細則は理事会において定める。
- 4 評議員の選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員全員が出席し、かつ外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評 議 員 の 任 期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対しては、無報酬とする。

第三章 評 議 員 会

(構 成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員会で互選により選出する。

(権 限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 残余財産の処分
- (6) 定款の変更
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開 催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月ないし6月に1回及び3月に開催するほか必要がある場合に開催する。

(招 集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達す

るまでの者を選任することとする

(議事録)

- 第一四條 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席評議員1名が前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員 の 定数)

- 第一五條 この法人には次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち一名を理事長とする。

(役員 の 選任)

- 第一六條 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事 の 職務 及び 権限)

- 第一七條 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表して、その業務を執行する。
 - 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

- 第一八條 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

- 第一九條 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 理事又は監事は、第一五條に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

- 第二〇條 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第二一条 理事及び監事に対して、報酬等は支給しない。ただし、事務局職員が理事に選任された時は、事務局職員給与として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、事務局を置き、事務局職員は、事務局長、事務局次長、事務局員とする。
2 この法人の事務局長及び事務局次長は、理事会において、選任及び解任する。
3 事務局員は事務局長の申し出により、理事長が任免する。

第五章 理 事 会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長の選定及び解職
(4) 事務局長及び事務局次長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数が出席しその過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 当該理事会に出席した理事長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。
2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
(1) 土地
高松市塩上町字内間12番3（地積 72.42㎡）
(2) 建物
高松市塩上町字内間12番地3
所在の鉄骨コンクリートブロック造陸屋根3階建
（床面積 158.51㎡）

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、香川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、香川県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解 散

(解 散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定 款 の 変 更

(定 款 の 変 更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、香川県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項の規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、香川県知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人香川いのちの電話協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行の細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 小島 克己
理事 赤松 君代

理事 中尾 直美
同 中園 康夫

| | | | |
|----|------------|---|-------|
| 同 | 大須賀 誠 | 同 | 西野 勝久 |
| 同 | カンバラ・デシデリオ | 同 | 蓮井 孝夫 |
| 同 | 田代 健 | 同 | 花岡 正憲 |
| 同 | 富岡 幸生 | 同 | 矢野 憲作 |
| 監事 | 川染 節江 | | |
| 同 | 土居 忠行 | | |

附 則

平成元年10月1日 事務所移転に伴い改訂

附 則

この定款の変更は、香川県知事の認可のあった日（平成13年10月26日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、香川県知事の認可のあった日（平成20年10月20日）から施行する。

附 則

この定款は、香川県知事の認可の日（平成26年5月30日）から施行する。ただし、第5条第1項及び第13条第1項の改正規定は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし第4条については香川県知事の認可の日（平成29年3月1日）より施行する。

附 則

この定款は、香川県知事の認可の日（平成29年9月20日）から施行する。

附 則

この定款は、香川県知事の認可の日（令和5年7月26日）から施行する。